

令和6年度造林補助事業の概要

令和6年6月現在

事業名	補助率(%)		補助区分	査定 係数	実質 補助率	事業主体	主な事業内容	主な対象年齢	事業規模要件等	
	国	県								
森林環境保全直接支援事業 (国補造林事業)	30	10	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施策が可能森林の区域」又は間伐等特措法により定められた「特定補栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画等に基づき行う2,000本/ha以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り	180	72	・森林経営計画の認定を受けた者 【経過措置】 ・特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	人工造林		1施行地0.1ha以上	
							下刈り	2以下		
							枝打ち	6以下		
							除伐	5以下		
							保育間伐	12以下		
							間伐	12以下		
							更新伐	18以下		
	特定機能回復事業	30	10 (分取林 20)	保安林、公益的機能別施業森林	180	72 (分取林 90)	・市町 森林組合 NPO法人 等 (分取林を除く自己所有森林不可)	付帯施設等整備 (荒廃竹林整備等)		1施行地0.1ha以上 協定(転用・皆伐10年不可)の締結が必要
								森林作業道整備		
				その他	90	36				

事業名	県補助率(%)		補助区分	査定 係数	実質 補助率	事業主体	主な事業内容	主な対象年齢	事業規模要件等	
	国	県								
里山環境整備事業	高 上 分	10	国補造林事業(特定森林再生事業)で採択された事業	-	10	・国補造林事業(特定森林再生事業)を申請する者	国補造林事業(特定森林再生事業)で採択された事業内容		1施行地0.1ha以上	
										14
		通常 分	82	国補造林事業の対象とならないもの	-	82	・市町 森林所有者 森林組合 等	荒廃竹林整備、人工造林、保育、森林作業道整備、更新伐		
	森 林 整 備 促 進 事 業	高 上 分	10	国補造林事業で採択された事業のうち搬出間伐以外	-	10	・国補造林事業を申請する者	国補造林事業で採択された事業内容		1施行地0.1ha以上
			20	国補造林事業で採択された事業のうち搬出間伐	-	20				森林の有する公益的機能の維持、向上を図るための森林整備
		通常 分	68	国補造林事業の対象とならない場合のうち搬出間伐以外	-	68	・市町 森林所有者 森林組合 等	国補造林事業の事業内容		※間伐施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行う場合は、1施行地当たり1回44,000円以内で高性能林業機械等(1台分)の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費を補助
			88	国補造林事業の対象とならない場合のうち搬出間伐	-	88		国補造林事業の補助対象要件(他の施業と一体的に実施するもの等)を満たさない鳥獣害防止施設等整備		
	出 森 促 進 事 業 源 業 搬	定 率		森林環境保全整備事業、森林・竹林整備緊急対策事業で発生した木材または竹材の伐採箇所から出荷先までの積込、運搬	-	-	・市町 森林所有者 森林組合 等	木材1m ³ または竹材1t当たり運搬距離20km未満1,000円以内 運搬距離20km以上2,000円以内 航送料1,000円以内		出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること
	県 産 間 伐 材 搬 出 促 進 事 業	通常 分	88	間伐	-	88	・市町 森林所有者 森林組合 等	適正な密度管理(間伐率10%以上20%未満)を目的とする不要木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積		1施行地0.1ha以上 森林の有する公益的機能の維持、向上を図るため森林整備を実施する区域のうち、スギ、ヒノキ人工林で12齢級を超えるもの
		定 率		高性能林業機械等運搬	-	-		高性能林業機械等(1台分)の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費1回当たり44,000円以内		施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行っていること 1施行地当たり1回
定 率			間伐材運搬	-	-	木材1m ³ 当たり 運搬距離20km未満1,000円以内 運搬距離20km以上2,000円以内 航送料1,000円以内			出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること	

注) 査定係数、事業内容等については、一部記載を省略している。

注) 別途、要領等に定める期間内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為等をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。